

富田林 0721-24-8764  
堺 072-289-7656  
8:30~12:00 13:00~17:30

## 社会保険労務士としての1歩を踏み出しました。

私、山本 竜大は、平成29年に社労士試験に合格し、その後実務を積み令和3年11月1日付けで社労士として登録させていただきました。

これから日々の業務をこなしていく中で、これまでとの仕事の幅や責任の違いで社労士になったことを実感していくことになると思います。

まだ、未熟な部分も多く、至らない点もあるかと思いますが、社労士としての自覚と責任感をより一層持ち、これからの経験を今までの経験に上乘せし、徐々にではありますが、仕事の質や自分の能力を高めていきます。

そして、皆さんに信頼され、お力になれるように努力していきますので、今後ともよろしくお祈りいたします。



先日、小学校の運動会がありました。2年の息子は、去年組で負けましたが、今年組で優勝しました。運動会が終わりました。運動会の後、クラスで感想を聞かれ、「去年負けができて嬉しかったです。」と答えました。「勝ち負けよりもみんなと一緒に頑張ったこと、おしゃやっただけです。」



## 雑感



先生のその答えに、勝つた喜びを否定されたい様子で、納得いかない様子の息子でした。今どきの学校はあまり順位をつけないようです。もちろんプロセスマも切りますが、「1番になりたい」という気持ちを持って何かを取り組んで、「向上心」を持ちたいと勝負に負けたとしても、そこから這い上がる粘り強さを、そこから学ぶなにかがあることを知る大切な機会です。（二木）

## 雇用調整助成金

### 特例措置が延長されます

新型コロナウイルスに係る雇用調整助成金の特例措置については、今年11月末までとされていましたが、来年3月まで以下のように延長されることが決定しました。

- ① 現在の助成内容は11月末↓12月末まで継続
- ② 来年1月以降の特例措置の内容については、11月中に正式決定する。

特例措置は続きますが、現在と同内容とはならないようなので、引き続き注目しておく必要があります。

### ◇現行の特例措置内容（中小企業）

原則的な措置	助成率	4/5（解雇なしで9/10）
	上限額	13,500円
地域特例 業況特例	助成率	4/5（解雇なしで10/10）
	上限額	15,000円

## コロナ解雇は許される？

雇用調整助成金の特例措置を来年3月まで何らかの形で引き続き実施することが発表されましたが、段階的な縮減方向で検討されるのが予想されます。「雇用調整助成金があったから雇用維持していた」という企業でも今後は、やむを得ず整理解雇に踏み切るケースが出てくるかもしれません。



### ◇整理解雇の4要素

我が国において整理解雇が適法であると言えるためには以下の4つの要素を総合的に判断することとなります。

- ① 人員削減の必要性があるか？
- ② 解雇を回避するため努力をしたか？
- ③ 解雇対象者の選択は合理的か？
- ④ 解雇手続の相当性

特に、最近の判例では①・②の判断において、雇用調整助成金を活用していたか否かを重視しているようです。つまり、雇用維持するための公的な救済策があったにもかかわらずそれを利用せず解雇に踏み切ることが認め難いというわけです。もちろん、雇用金だけでなく、役員報酬その他経費の削減などの事実も含めて適否が問われることとなります。実行には慎重な判断が必要となりますので、ぜひ事前に当事務所までご相談ください。